

# 実 技 試 験

平成24年9月（2012年度9月）  
2級ファイナンシャル・プランニング技能検定 実技試験  
FP協会：資産設計提案業務

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成24年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは「関連業法」を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）司法書士資格を有していないFPが、顧客の任意後見人となる契約を締結した。
- （イ）社会保険労務士資格を有していないFPが、顧客の公的年金の受給見込み額の計算を行った。
- （ウ）保険募集人の登録をしていないFPが、変額個人年金保険の商品説明を行った。
- （エ）税理士資格を有していないFPが、顧客の所得税の確定申告書類を作成した。

問2

「消費者契約法」に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）事業者が、元本割れをする可能性がある金融商品であるにもかかわらず、必ず利益を得ることができると言って勧誘し、それにより消費者が誤認して契約した場合、消費者はその契約を取り消すことができる。
- （イ）事業者の損害賠償額の上限額について、消費者の利益を一方的に害する事項が定められている場合には、その契約全体が無効となる。
- （ウ）契約の取消権は、契約締結時から5年を経過したときは、時効によって消滅する。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

下記<資料>に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

|                | A株式会社 | B株式会社 | C株式会社 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 株価（円）          | 660   | 8,250 | 3,230 |
| 1株当たり純資産（円）    | 610   | 7,780 | 3,005 |
| 1株当たり利益（円）     | 36    | 412   | 186   |
| 1株当たりの年間配当金（円） | 10    | 96    | 48    |
| 単元（株）          | 1,000 | 50    | 100   |

- ・ PBR（株価純資産倍率）で株価の割安性を比較した場合、最も割安な銘柄は（ア）株式会社である。
- ・ 配当利回りを比較した場合、最も配当利回りが高い銘柄は（イ）株式会社である。
- ・ 1単元の株式の売買代金を比較した場合、最も少ない金額で買える銘柄は（ウ）株式会社である。

1. (ア) B (イ) C (ウ) A
2. (ア) B (イ) A (ウ) C
3. (ア) C (イ) A (ウ) A
4. (ア) C (イ) B (ウ) B

#### 問4

沼田さんは、下記<資料>のMK投資信託を新規募集時に100万口購入した（1万口当たりの個別元本は10,000円である）。この投資信託に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

#### <資料>

##### [MK投資信託に関する商品概要]

|                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 投資信託の種類           | : 追加型投資信託／国際株式型                     |
| 決算と収益分配           | : 年1回。毎年5月10日に決算を行い、収益分配金額を決定。      |
| 申込価格              | : 1口当たり1円                           |
| 申込単位              | : 1万口以上1口単位                         |
| 基準価額              | : 当ファンドにおいては、1万口当たりの価額で表示。          |
| 購入時手数料（税込み）       | : 3.15%                             |
| 運用管理費用（信託報酬）（税込み） | : 純資産総額に対し年1.47%                    |
| 信託財産留保額           | : 1万口につき解約請求日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じた額 |

##### [MK投資信託の1年目の収益分配の状況]

|            |           |
|------------|-----------|
| 収益分配前の基準価額 | : 10,128円 |
| 収益分配金      | : 100円    |
| 収益分配後の基準価額 | : 10,028円 |

- ・ 1年目の収益分配後における沼田さんの1万口当たりの個別元本は（ア）円である。
- ・ 沼田さんは、この投資信託を5年間保有した後に全口解約をした。解約請求日の翌営業日の基準価額が10,700円であるとき、差し引かれる信託財産留保額は（イ）円である。

1. (ア) 10,000 (イ) 78,645
2. (ア) 10,000 (イ) 3,210
3. (ア) 10,028 (イ) 33,705
4. (ア) 10,028 (イ) 15,729

## 問5

債券の格付けに関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<参考：一般的な格付けの例>

|     |   |
|-----|---|
| AAA | 元利金支払いの確実性は最高水準                           |
| AA  | 確実性は極めて高い                                 |
| A   | 確実性は高い                                    |
| BBB | 現在十分な確実性があるが、将来環境が大きく変化した場合その影響を受ける可能性がある |
| BB  | 将来の確実性は不安定                                |
| B   | 確実性に問題がある                                 |
| CCC | 債務不履行になる可能性がある                            |
| CC  | 債務不履行になる可能性は極めて高い                         |
| C   | 債務不履行になる可能性が極めて高く、当面立ち直る見込みがない            |
| D   | 債務不履行に陥っている                               |

（ア）投資適格債券の基準になっている格付けは、A格以上である。

（イ）投機的債券は、通常「ジャンク債」といわれている。

（ウ）同じ発行体が同じ時期に発行する債券は、償還期間に関係なく同じ格付けとなる。

## 問6

下記<資料>の債券を発行日から3年後に額面100万円分取得し、その後償還まで保有した場合における最終利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

<資料>

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 額面        | 100万円            |
| 表面利率      | 年2.0%            |
| 発行価格      | 額面100円につき100.00円 |
| 買付価格      | 額面100円につき 98.50円 |
| 償還までの残存年数 | 2年               |

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

公的土地価格に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<公的土地価格>

| 価格の種類        | 所管             | 評価時点                 | 目的   |
|--------------|----------------|----------------------|--|
| 公示価格         | （ア）            | 毎年1月1日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の土地取引の指標</li> <li>・公共事業の適正補償金の算定基準</li> </ul>          |
| （イ）          | 都道府県           | 毎年7月1日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土利用計画法による土地取引の適正かつ円滑な実施</li> <li>・一般の土地取引の指標</li> </ul> |
| 相続税路線価       | 国税庁            | 毎年（ウ）                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続税や贈与税の課税のため</li> </ul>                                 |
| 固定資産税<br>評価額 | 市町村（東京23区は東京都） | 原則として基準年度の<br>前年の（ウ） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税等の課税のため</li> </ul>                                  |

1. （ア）内閣府           （イ）実勢価格           （ウ）1月1日
2. （ア）内閣府           （イ）基準地標準価格   （ウ）4月1日
3. （ア）国土交通省      （イ）実勢価格           （ウ）4月1日
4. （ア）国土交通省      （イ）基準地標準価格   （ウ）1月1日

問 8

贈与税の配偶者控除の特例に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

婚姻期間が（ア）年以上の配偶者から自己の居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合、贈与を受けた財産の価格から、贈与税の基礎控除 1 1 0 万円（イ）、最高（ウ）万円まで控除することができる。

- 1. （ア） 2 0 （イ）を含めて （ウ） 3, 0 0 0
- 2. （ア） 1 5 （イ）を含めて （ウ） 2, 0 0 0
- 3. （ア） 2 0 （イ）とは別に （ウ） 2, 0 0 0
- 4. （ア） 1 5 （イ）とは別に （ウ） 3, 0 0 0

問 9

下記<資料>は、平成 1 9 年に住宅ローン契約を締結している細井さんが所有する土地の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア） つつじ銀行からの住宅ローンの借入りに係る抵当権の登記が記載されている欄（A）は、権利部の乙区である。
- （イ） 土地の売買契約日が平成 1 9 年 8 月 1 日、住宅ローンの借入れ日が平成 1 9 年 9 月 3 日であった場合、「金銭消費貸借」の設定日（B）は、平成 1 9 年 9 月 3 日とするのが通常である。
- （ウ） この土地にはつつじ銀行の抵当権が設定されているため、別途、他の金融機関が抵当権を設定することはできない。
- （エ） 細井さんが債務の弁済を怠った場合、つつじ銀行は裁判所に申し立ててこの土地を競売にかけ、債権を回収することができる。

<資料>

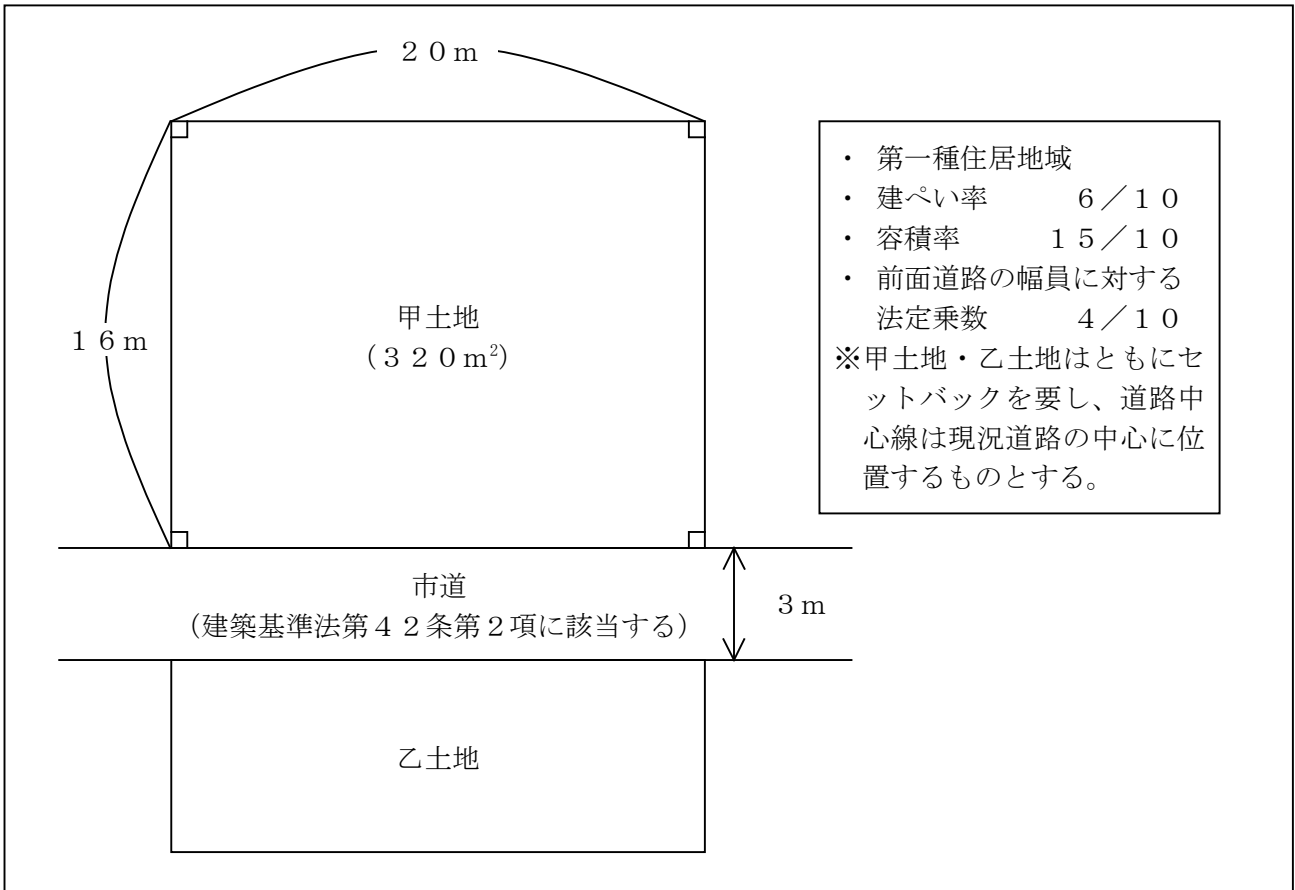
| （ A ） |       |                      |   |
|-------|-------|----------------------|---|
| 順位番号  | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号           | 権利者その他の事項   |
| 1     | 抵当権設定 | （ B ）<br>第 1 2 1 2 号 | 原因 （ B ） 金銭消費貸借同日設定<br>債権額 金 2, 5 0 0 万円<br>利息 年 2 ・ 1 5 % （年 3 6 5 日日割計算）<br>損害金 年 1 4 ・ 5 % （年 3 6 5 日日割計算）<br>債務者<br>埼玉県さいたま市浦和区△△ 1 丁目 2 番 3 号<br>細井大樹<br>抵当権者 東京都中央区中央◇-×-△<br>株式会社つつじ銀行 |



問 10

建築基準法に従い、下記<資料>の甲土地に建物を建てる場合の建築面積の最高限度として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<資料>

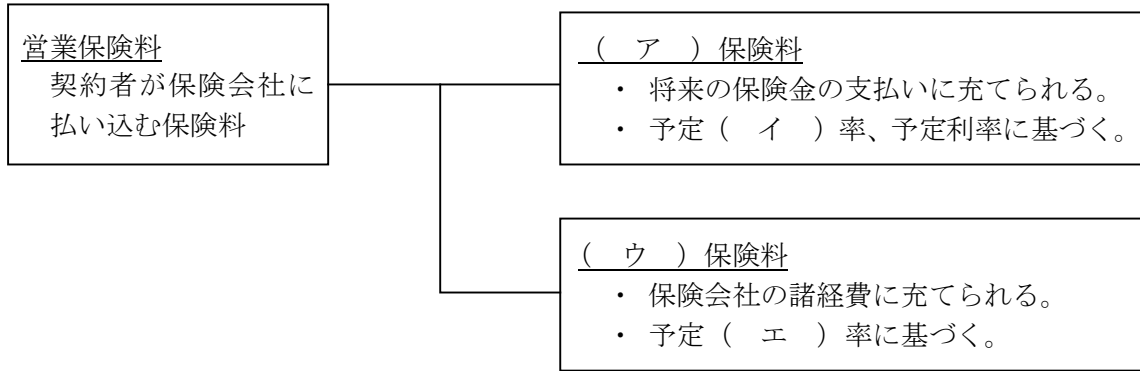


1. 124 m<sup>2</sup>
2. 180 m<sup>2</sup>
3. 186 m<sup>2</sup>
4. 192 m<sup>2</sup>

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。

問11

死亡保険の保険料に関する下図の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。




<語群>

- |        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 1. 事業費 | 2. 維持 | 3. 純  | 4. 貯蓄 |
| 5. 付加  | 6. 死亡 | 7. 表定 |       |

問 1 2

加瀬友里恵さんが契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容等に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値または語句を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ各特約（更新型）も自動更新しているものとし、友里恵さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料＞

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| 保険種類 定期保険特約付終身保険   |  | 証券番号 * * * * * * * *  |   |
| 保険契約者  | 加瀬 友里恵 様                                 | 保険契約者印  | ◇契約日（保険期間の始期）<br>2002年（平成14年）<br>9月1日<br>◇主契約の保険期間<br>終身<br>◇主契約保険料払込期間<br>60歳払済<br>◇特約の保険期間<br>10年 |
| 被保険者   | 加瀬 友里恵 様<br>昭和43年8月31日生 女性               |  |   |
| 受取人  | （給付金）<br>被保険者 様<br>（死亡保険金）<br>加瀬 淑子 様（母） | 分割割合<br>10割   |   |
| ◇保障内容  |  | ◇保険料の内容   |   |
| 主契約・特約名  | 保険金額・給付金額                                | 毎払込保険料<br>* * * * * 円／月   |   |
| 終身保険   | 300万円                                    | 払込方法（回数）<br>年12回  |   |
| 定期保険特約   | 2,700万円                                  |   |   |
| 災害割増特約   | 300万円                                    |   |   |
| 災害入院特約   | 入院5日目から 日額5,000円                         |   |   |
| 疾病入院特約※  | 入院5日目から 日額5,000円                         |   |   |
| ※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。 |  |   |   |

- ・ 友里恵さんが、現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため26日間入院し、その間に給付倍率40倍の手術（1回）を受けた場合、保険金・給付金合計で（ア）万円を受け取ることができる。
- ・ 友里恵さんが、現時点で、不慮の事故（交通事故）により即死した場合、淑子さんが受け取る死亡保険金は（イ）万円である。この死亡保険金は、（ウ）の課税対象となる。

### 問 13

千田光彦さんは、下記<資料>の変額個人年金保険を銀行の窓口販売で契約している。この変額個人年金保険に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、保険料負担者は千田光彦さんである。

<資料>

| [変額個人年金保険 保険証券（一部抜粋）]       |             |
|-----------------------------|-------------|
| 保険契約者<br>（生年月日：昭和32年12月15日） | ：千田 光彦 様    |
| 被保険者                        | ：千田 光彦 様    |
| 年金受取人                       | ：千田 光彦 様    |
| 死亡給付金受取人                    | ：千田 美樹 様（妻） |
| 契約日                         | ：平成20年2月5日  |
| 年金支払開始日                     | ：平成30年2月5日  |
| 年金種類                        | ：確定年金       |
| 年金支払期間                      | ：10年        |
| 一時払い保険料                     | ：1,000万円    |

- （ア）光彦さんが据置期間終了後に毎年受け取る年金に係る所得は、雑所得として所得税の課税対象となる。
- （イ）契約先の保険会社が破綻した場合には、この保険については預金保険機構による保護の対象となる。
- （ウ）支払った一時払い保険料は、10年間、個人年金保険料控除の対象となる。

問 1 4

地震保険に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 火災保険の保険金額が下記のとおりである場合、地震保険の保険金額として、居住用建物については（ア）の範囲内で契約することができる。

|           |       |         |
|-----------|-------|---------|
| 火災保険の保険金額 | 居住用建物 | 3,000万円 |
|           | 家財    | 1,000万円 |

- ・ 家財のうち、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・書画・骨とう品、また、通貨や有価証券は、地震保険の補償対象に（イ）。
- ・ 地震保険の保険金は、保険の対象に生じた損害が（ウ）に該当した場合に支払われる。

1. （ア） 1,500万円～3,000万円 （イ） なる （ウ） 全損・半損・一部損
2. （ア） 1,500万円～3,000万円 （イ） ならない （ウ） 全壊・大規模半壊・半壊
3. （ア） 900万円～1,500万円 （イ） なる （ウ） 全壊・大規模半壊・半壊
4. （ア） 900万円～1,500万円 （イ） ならない （ウ） 全損・半損・一部損

【第5問】下記の（問15）～（問17）について解答しなさい。

問15

堺良子さん（63歳）の平成24年分の収入および経費は、下記のとおりである。堺さんの平成24年分の総所得金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<収入および経費>

| 内容         | 金額         |
|------------|------------|
| 遺族厚生年金     | 1,200,000円 |
| 不動産賃貸収入    | 1,800,000円 |
| 不動産賃貸に係る経費 | 1,000,000円 |

※堺さんは青色申告者ではない。

1. 800,000円
2. 2,000,000円
3. 3,000,000円
4. 4,000,000円

問16

北村一朗さんは、平成24年1月に建物を購入し事業の用に供している。北村さんの平成24年分の減価償却費として必要経費に算入する金額として、正しいものはどれか。なお、建物の取得価額は5,000万円、平成24年中の事業供用月数は12ヵ月、耐用年数は50年とする。

<耐用年数表（抜粋）>

| 法定耐用年数 | 定額法の償却率 | 定率法の償却率 |
|--------|---------|---------|
| 50年    | 0.020   | 0.050   |

1. 900,000円
2. 1,000,000円
3. 2,250,000円
4. 2,500,000円

問 17

下記<資料>は、会社員の山田卓二さんの平成23年分の「給与所得の源泉徴収票」である。<資料>の空欄(ア)にあてはまる所得控除の額の合計額として、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、源泉徴収票の項目の一部を空欄(※)としている。

<資料>

平成23年分 給与所得の源泉徴収票

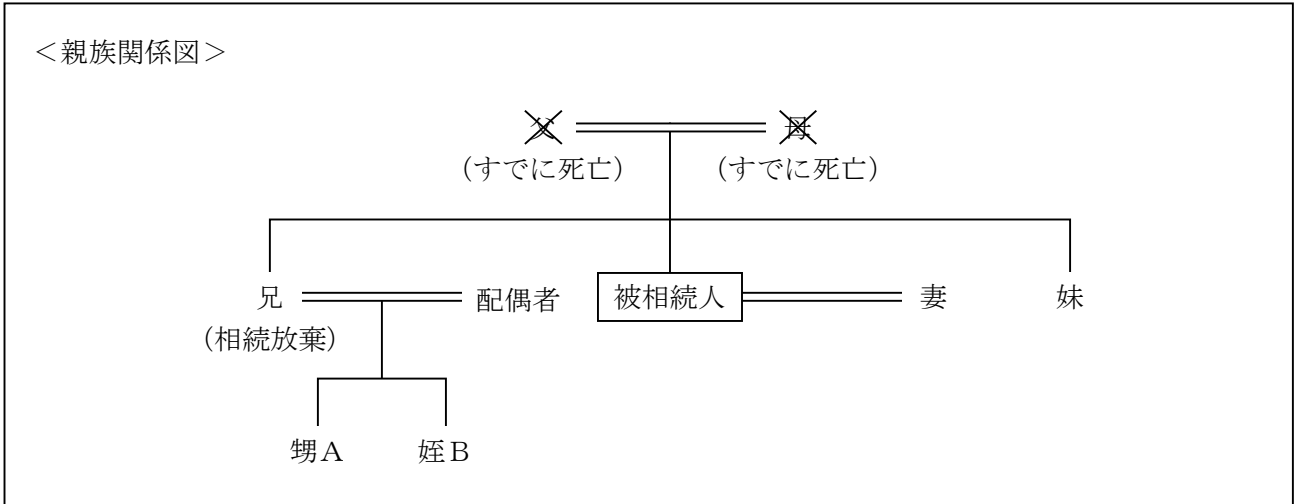
|                                    |  |                    |                  |             |           |                   |              |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
|------------------------------------|--|--------------------|------------------|-------------|-----------|-------------------|--------------|-----------|---------|--------|-----|---|---------|---|---|---|-------------------|---|----|---|----|
| 支払<br>を受け<br>る者                    | 住所<br>又は<br>居所<br><br>〒〇〇〇-〇〇〇〇<br>東京都〇〇区△△2-3-405 | 氏名                 |                  | (受給者番号)     |           |                   |              |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
|                                    |  | (フリガナ)             |                  | ヤマダ タクジ     |           |                   |              |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
|                                    |  | (役職名)              |                  | 山田 卓二       |           |                   |              |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
| 種別                                 | 支払金額   | 給与所得控除後の金額         | 所得控除の額の合計額       | 源泉徴収税額      |           |                   |              |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
| 給与・賞与                              | 6 500 000  | 4 660 000          | (ア)              | (※)         |           |                   |              |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
| 控除対象配偶者の有無等                        | 配偶者特別控除の額  | 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く) | 障害者の数(本人を除く)     | 社会保険料等の金額   | 生命保険料の控除額 | 地震保険料の控除額         | 住宅借入金等特別控除の額 |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
| 有 無 従有 従無                          | 千 円  | 特 定 老 人 其 他        | 特 別 其 他          | 千 円         | 千 円       | 千 円               | 千 円          |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
| *                                  | 0  | 1                  |                  | 960 264     | 100 000   | 50 000            | 125 400      |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
| (摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円 |  |                    |                  | 配偶者の合計所得    | 千 円       |                   | 0            |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
| 居住開始年月日 平成19年9月1日                  |  |                    |                  | 個人年金保険料の金額  | 千 円       |                   | 180 000      |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
| 妻：香 子：夏美                           |  |                    |                  | 旧長期損害保険料の金額 | 千 円       |                   |              |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
| 扶養親族未<br>満16歳                      | 未<br>成<br>年<br>者                                   | 外<br>国<br>人        | 死<br>亡<br>退<br>職 | 災<br>害<br>者 | 乙<br>欄    | 本人が障害者<br>特 別 其 他 | 寡 婦 特 別 夫    | 寡 婦 特 別 夫 | 勤 労 学 生 | 中途就・退職 |     |   | 受給者生年月日 |   |   |   |                   |   |    |   |    |
| 人                                  |  |                    |                  |             |           |                   |              |           |         | 就 職    | 退 職 | 年 | 月       | 日 | 明 | 大 | 昭                 | 平 | 年  | 月 | 日  |
|                                    |  |                    |                  |             |           |                   |              |           |         |        |     |   |         |   |   | * |                   |   | 46 | 5 | 10 |
| 支<br>払<br>者                        | 住所(居所)<br>又は所在地                                    | 東京都〇〇区△△5-6-7      |                  |             |           |                   |              |           |         |        |     |   |         |   |   |   |                   |   |    |   |    |
|                                    | 氏名又は名称   | 株式会社PL商事           |                  |             |           |                   |              |           |         |        |     |   |         |   |   |   | (電話) 03-〇〇〇〇-△△△△ |   |    |   |    |

1. 1,110,264 (円)
2. 1,870,264 (円)
3. 2,250,264 (円)
4. 2,375,664 (円)

【第6問】下記の（問18）～（問20）について解答しなさい。

問18

下記の＜親族関係図＞の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[相続人の法定相続分]

- ・ 被相続人の妻の法定相続分は（ア）。
- ・ 妹の法定相続分は（イ）。
- ・ 甥Aと姪Bのそれぞれの法定相続分は（ウ）。

|      |     |      |     |     |     |
|------|-----|------|-----|-----|-----|
| ＜語群＞ |     |      |     |     |     |
| なし   | 1/2 | 1/3  | 1/4 | 1/8 | 2/3 |
| 3/4  | 3/8 | 1/16 |     |     |     |



問 19

高梨亮太さん（30歳）は、平成24年中に、父親と祖父から下記＜資料＞の贈与を受けた。高梨さんの平成24年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、父親からの贈与については、相続時精算課税制度を適用する（適用要件は満たしている）ものとする。また、これまでに相続時精算課税制度の適用を受けたことはないものとする。

＜資料＞

- ・平成24年5月に父親（66歳）から贈与を受けた金銭の額：2,600万円
- ・平成24年5月に祖父（88歳）から贈与を受けた金銭の額：150万円

※平成24年中に上記以外の贈与はないものとする。

※贈与を受けた財産は、住宅取得等資金に係るものではないものとする。

＜贈与税の速算表＞

| 基礎控除後の課税価格 |           | 税率  | 控除額   |
|------------|-----------|-----|-------|
| 200万円以下    |           | 10% | —     |
| 200万円超     | 300万円以下   | 15% | 10万円  |
| 300万円超     | 400万円以下   | 20% | 25万円  |
| 400万円超     | 600万円以下   | 30% | 65万円  |
| 600万円超     | 1,000万円以下 | 40% | 125万円 |
| 1,000万円超   |           | 50% | 225万円 |

1. 140,000円
2. 240,000円
3. 280,000円
4. 350,000円

問20

下記<資料>の宅地（貸家建付地）について路線価方式により相続税評価を行った場合、相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

<資料>

The diagram shows a plot of land with a frontage of 500D (where D is the road width) and a depth of 15m. A portion of the plot is 150m². A table to the right lists land use ratios for categories A through G.

| [借地権割合] |     |
|---------|-----|
| A       | 90% |
| B       | 80% |
| C       | 70% |
| D       | 60% |
| E       | 50% |
| F       | 40% |
| G       | 30% |

注1：奥行価格補正率 14m以上16m未満 1.00  
 注2：借家権割合 30%  
 注3：この宅地には宅地の所有者の賃貸マンションが建っていて、現在満室（すべて賃貸中）となっている。  
 注4：その他の記載のない条件は考慮しないものとする。

1.  $500,000円 \times 1.00 \times 150m^2 \times (1 - 60\%)$
2.  $500,000円 \times 1.00 \times 150m^2 \times 60\%$
3.  $500,000円 \times 1.00 \times 150m^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)$
4.  $500,000円 \times 1.00 \times 150m^2$



【第7問】下記の（問21）～（問23）について解答しなさい。

<神田家の家族データ>

| 氏名    | 続柄 | 生年月日        | 備考    |
|-------|----|-------------|-------|
| 神田 芳樹 | 本人 | 昭和48年 6月16日 | 会社員   |
| 千鶴    | 妻  | 昭和46年 9月 2日 | パート勤務 |
| 健太    | 長男 | 平成12年12月20日 | 小学生   |
| 真奈美   | 長女 | 平成14年11月30日 | 小学生   |

<神田家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

| 経過年数    |         |     | 現在   | 1年         | 2年   | 3年          | 4年         | 5年   |
|---------|---------|-----|------|------------|------|-------------|------------|------|
| 西暦(年)   |         |     | 2012 | 2013       | 2014 | 2015        | 2016       | 2017 |
| 平成(年)   |         |     | 24   | 25         | 26   | 27          | 28         | 29   |
| 家族構成/年齢 | 神田 芳樹   | 本人  | 39歳  | 40歳        | 41歳  | 42歳         | 43歳        | 44歳  |
|         | 千鶴      | 妻   | 41歳  | 42歳        | 43歳  | 44歳         | 45歳        | 46歳  |
|         | 健太      | 長男  | 12歳  | 13歳        | 14歳  | 15歳         | 16歳        | 17歳  |
|         | 真奈美     | 長女  | 10歳  | 11歳        | 12歳  | 13歳         | 14歳        | 15歳  |
| ライフイベント |         | 変動率 |      | 健太<br>中学入学 |      | 真奈美<br>中学入学 | 健太<br>高校入学 |      |
| 収入      | 給与収入(夫) | 1%  | 530  | 535        | 541  | 546         | 552        | 557  |
|         | 給与収入(妻) | 1%  | 120  | 121        | 122  | 124         | 125        | 126  |
|         | 収入合計    | —   | 650  | 656        | 663  | 670         | 677        | 683  |
| 支出      | 基本生活費   | 2%  | 340  |            |      | (ア)         |            |      |
|         | 住居費     | —   | 150  | 150        | 150  | 150         | 150        | 150  |
|         | 教育費     | 2%  |      |            |      |             |            | (イ)  |
|         | 保険料     | —   | 32   | 32         | 32   | 32          | 32         | 32   |
|         | 一時的支出   | —   |      |            |      | 50          | 30         |      |
|         | その他支出   | —   |      |            |      | 12          |            |      |
|         | 支出合計    | —   | 595  |            |      |             |            |      |
| 年間収支    |         | —   | 55   | 7          | 36   |             |            |      |
| 金融資産残高  |         | 1%  | 610  | 623        | (ウ)  |             |            |      |

※家族の年齢は、各年12月31日現在のものとし、平成24年を基準年とする。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。

### 問 2 1

神田家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

### 問 2 2

神田家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る年間教育費の予測数値（学校給食費と学校外活動費も含めた学習費総額）を計算しなさい。なお、下記＜条件＞および＜資料＞のデータに基づいて計算することとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

＜条件：計算に当たって＞

- ・ 長男の健太さんは公立中学から公立高校へ進学し、長女の真奈美さんは私立中学へ進学するものとする。
- ・ ＜資料＞のデータ（教育費の数値）は、平成 2 2 年度から平成 2 4 年度まで変わらないものとする。
- ・ 平成 2 5 年度からの教育費については、キャッシュフロー表中に記載の変動率 2 % を加味することとする。
- ・ 初年度納付金については考慮しないこととする。
- ・ 計算過程では円単位まで算出し、解答については万円未満を四捨五入することとする。

＜資料：中学校・高等学校の教育費（1人当たりの年間平均額）＞

（単位：円）

|        | 中学校          |                 | 高等学校（全日制）    |              |
|--------|--------------|-----------------|--------------|--------------|
|        | 公立           | 私立              | 公立           | 私立           |
| 学校教育費  | 1 3 1, 5 0 1 | 9 9 0, 3 9 8    | 2 3 7, 6 6 9 | 6 8 5, 0 7 5 |
| 学校給食費  | 3 5, 4 4 8   | 9, 4 2 9        | —            | —            |
| 学校外活動費 | 2 9 2, 5 6 2 | 2 7 8, 8 6 3    | 1 5 5, 7 9 5 | 2 3 7, 6 4 1 |
| 学習費総額  | 4 5 9, 5 1 1 | 1, 2 7 8, 6 9 0 | 3 9 3, 4 6 4 | 9 2 2, 7 1 6 |

（出所）文部科学省 平成 2 2 年度「子どもの学習費調査」

### 問 2 3

神田家のキャッシュフロー表の空欄（ウ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

【第8問】下記の（問24）～（問26）について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<係数早見表（年利1.0%）>

|     | 終価係数  | 現価係数  | 減債基金係数 | 資本回収係数 | 年金終価係数 | 年金現価係数 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1年  | 1.010 | 0.990 | 1.000  | 1.010  | 1.000  | 0.990  |
| 2年  | 1.020 | 0.980 | 0.498  | 0.508  | 2.010  | 1.970  |
| 3年  | 1.030 | 0.971 | 0.330  | 0.340  | 3.030  | 2.941  |
| 4年  | 1.041 | 0.961 | 0.246  | 0.256  | 4.060  | 3.902  |
| 5年  | 1.051 | 0.951 | 0.196  | 0.206  | 5.101  | 4.853  |
| 6年  | 1.062 | 0.942 | 0.163  | 0.173  | 6.152  | 5.795  |
| 7年  | 1.072 | 0.933 | 0.139  | 0.149  | 7.214  | 6.728  |
| 8年  | 1.083 | 0.923 | 0.121  | 0.131  | 8.286  | 7.652  |
| 9年  | 1.094 | 0.914 | 0.107  | 0.117  | 9.369  | 8.566  |
| 10年 | 1.105 | 0.905 | 0.096  | 0.106  | 10.462 | 9.471  |
| 15年 | 1.161 | 0.861 | 0.062  | 0.072  | 16.097 | 13.865 |
| 20年 | 1.220 | 0.820 | 0.045  | 0.055  | 22.019 | 18.046 |
| 25年 | 1.282 | 0.780 | 0.035  | 0.045  | 28.243 | 22.023 |
| 30年 | 1.348 | 0.742 | 0.029  | 0.039  | 34.785 | 25.808 |

<係数早見表（年利3.0%）>

|     | 終価係数  | 現価係数  | 減債基金係数 | 資本回収係数 | 年金終価係数 | 年金現価係数 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1年  | 1.030 | 0.971 | 1.000  | 1.030  | 1.000  | 0.971  |
| 2年  | 1.061 | 0.943 | 0.493  | 0.523  | 2.030  | 1.913  |
| 3年  | 1.093 | 0.915 | 0.324  | 0.354  | 3.091  | 2.829  |
| 4年  | 1.126 | 0.888 | 0.239  | 0.269  | 4.184  | 3.717  |
| 5年  | 1.159 | 0.863 | 0.188  | 0.218  | 5.309  | 4.580  |
| 6年  | 1.194 | 0.837 | 0.155  | 0.185  | 6.468  | 5.417  |
| 7年  | 1.230 | 0.813 | 0.131  | 0.161  | 7.662  | 6.230  |
| 8年  | 1.267 | 0.789 | 0.112  | 0.142  | 8.892  | 7.020  |
| 9年  | 1.305 | 0.766 | 0.098  | 0.128  | 10.159 | 7.786  |
| 10年 | 1.344 | 0.744 | 0.087  | 0.117  | 11.464 | 8.530  |
| 15年 | 1.558 | 0.642 | 0.054  | 0.084  | 18.599 | 11.938 |
| 20年 | 1.806 | 0.554 | 0.037  | 0.067  | 26.870 | 14.877 |
| 25年 | 2.094 | 0.478 | 0.027  | 0.057  | 36.459 | 17.413 |
| 30年 | 2.427 | 0.412 | 0.021  | 0.051  | 47.575 | 19.600 |

※記載されている数値は正しいものとする。

#### 問 2 4

小坂さんは、開業準備資金として、これから毎年年末に1回ずつ一定金額を積み立てて、6年後に380万円を用意したいと考えている。その間、年利1.0%で複利運用するとした場合、いくらずつ積み立てればよいか。

#### 問 2 5

大久保さんは、趣味のための費用として、10年間、毎年年末に18万円を取り崩していきたいと考えている。年利1.0%で複利運用するとした場合、1年目の初めにいくら資金があればよいか。

#### 問 2 6

佐久間さんは、老後の生活資金の準備として、現在手元にある現金1,000万円について、10年間運用することにした。当初6年間は1,000万円を年利3.0%で複利運用し、残りの4年間はそれまでの6年間で得られた元利合計金額を年利1.0%で複利運用する場合、10年後の合計額はいくらか。

【第9問】下記の（問27）～（問33）について解答しなさい。

<設例>

細川学さんは、民間企業に勤務する会社員である。学さんと妻の明美さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある安西さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成24年9月1日現在のものである。

<家族構成>

| 氏名   | 続柄 | 生年月日        | 年齢  | 備考    |
|------|----|-------------|-----|-------|
| 細川 学 | 本人 | 昭和41年 8月 6日 | 46歳 | 会社員   |
| 明美   | 妻  | 昭和41年10月 7日 | 45歳 | パート勤務 |
| 舞    | 長女 | 平成 7年 4月18日 | 17歳 | 高校2年生 |
| 翔    | 長男 | 平成 9年 8月21日 | 15歳 | 中学3年生 |

<収入金額（平成23年）>

- ・ 学さん 給与収入：500万円（手取り） 学さんに給与収入以外の収入はない。
- ・ 明美さん 給与収入： 80万円（手取り） 明美さんに給与収入以外の収入はない。

<金融資産（時価）>

- ・ 学さん名義
  - 銀行預金（普通預金）：200万円
  - 銀行預金（定期預金）：350万円
- ・ 明美さん名義
  - 銀行預金（普通預金）：100万円
  - 銀行預金（定期預金）：150万円
  - 投資信託 : 30万円

<住宅ローン>

- ・ 債務者 : 学さん
- ・ 借入先 : HA銀行
- ・ 借入時期：平成16年8月
- ・ 借入金額：2,500万円
- ・ 返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）
- ・ 金利 : 固定金利（年2.3%）
- ・ 返済期間：20年間



問 27

学さんは、個人向け国債の購入を検討している。個人向け国債の取扱いが一部変更になったこともあり、F P の安西さんに個人向け国債について質問をした。個人向け国債（個人向け復興国債）の中途換金の取扱いに関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

| ＜従来＞   |               |                                      |
|--|---------------|--------------------------------------|
| 種類   | 中途換金（原則）      | 換金金額                                 |
| 固定金利型<br>3年満期                                  | 発行から1年経過後から   | 額面金額＋経過利子相当額－直前2回分の各利子（税引前）×0.8（注）   |
| 固定金利型<br>5年満期                                  | 発行から（ア）年経過後から | 額面金額＋経過利子相当額－直前（イ）回分の各利子（税引前）×0.8（注） |
| 変動金利型<br>10年満期                                 | 発行から1年経過後から   | 額面金額＋経過利子相当額－直前2回分の各利子（税引前）×0.8（注）   |
| ＜平成24年4月16日から＞                                 |               |                                      |
| 種類   | 中途換金（原則）      | 換金金額                                 |
| 固定金利型<br>3年満期                                  | 発行から（ウ）年経過後から | 額面金額＋経過利子相当額－直前（エ）回分の各利子（税引前）×0.8（注） |
| 固定金利型<br>5年満期                                  |               |                                      |
| 変動金利型<br>10年満期                                 |               |                                      |
| （注）平成25年1月以降の中途換金については、「0.8」から「0.79685」に変更される。 |               |                                      |

1. (ア) 1 (イ) 2 (ウ) 1 (エ) 2
2. (ア) 1 (イ) 2 (ウ) 2 (エ) 4
3. (ア) 2 (イ) 4 (ウ) 1 (エ) 2
4. (ア) 2 (イ) 4 (ウ) 2 (エ) 4

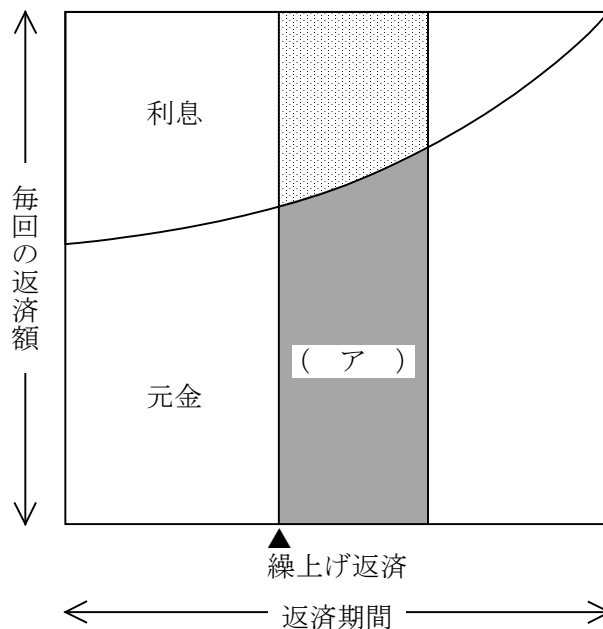
問 28

学さんは、HA銀行の住宅ローンの平成24年10月から平成25年3月までの返済予定分について、期間短縮型の繰上げ返済を行う予定である。下表は、学さんの住宅ローン返済予定表の一部抜粋である。学さんが予定どおりに繰上げ返済した場合、下図の(ア)に該当する数値として、正しいものはどれか。なお、下図の網掛け部分(■または▨)は、繰上げ返済する元金部分または軽減される利息部分を表示している。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとする。

<返済予定表(一部抜粋)>

(単位:円)

| 返済年月     | 返済額     | 返済額の内訳  |        |
|----------|---------|---------|--------|
|          |         | 元金部分    | 利息部分   |
| 平成24年10月 | 130,053 | 99,091  | 30,962 |
| 平成24年11月 | 130,053 | 99,281  | 30,772 |
| 平成24年12月 | 130,053 | 99,471  | 30,582 |
| 平成25年 1月 | 130,053 | 99,662  | 30,391 |
| 平成25年 2月 | 130,053 | 99,853  | 30,200 |
| 平成25年 3月 | 130,053 | 100,044 | 30,009 |
| 平成25年 4月 | 130,053 | 100,236 | 29,817 |
| 平成25年 5月 | 130,053 | 100,428 | 29,625 |
| 平成25年 6月 | 130,053 | 100,621 | 29,432 |
| ⋮        | ⋮       | ⋮       | ⋮      |

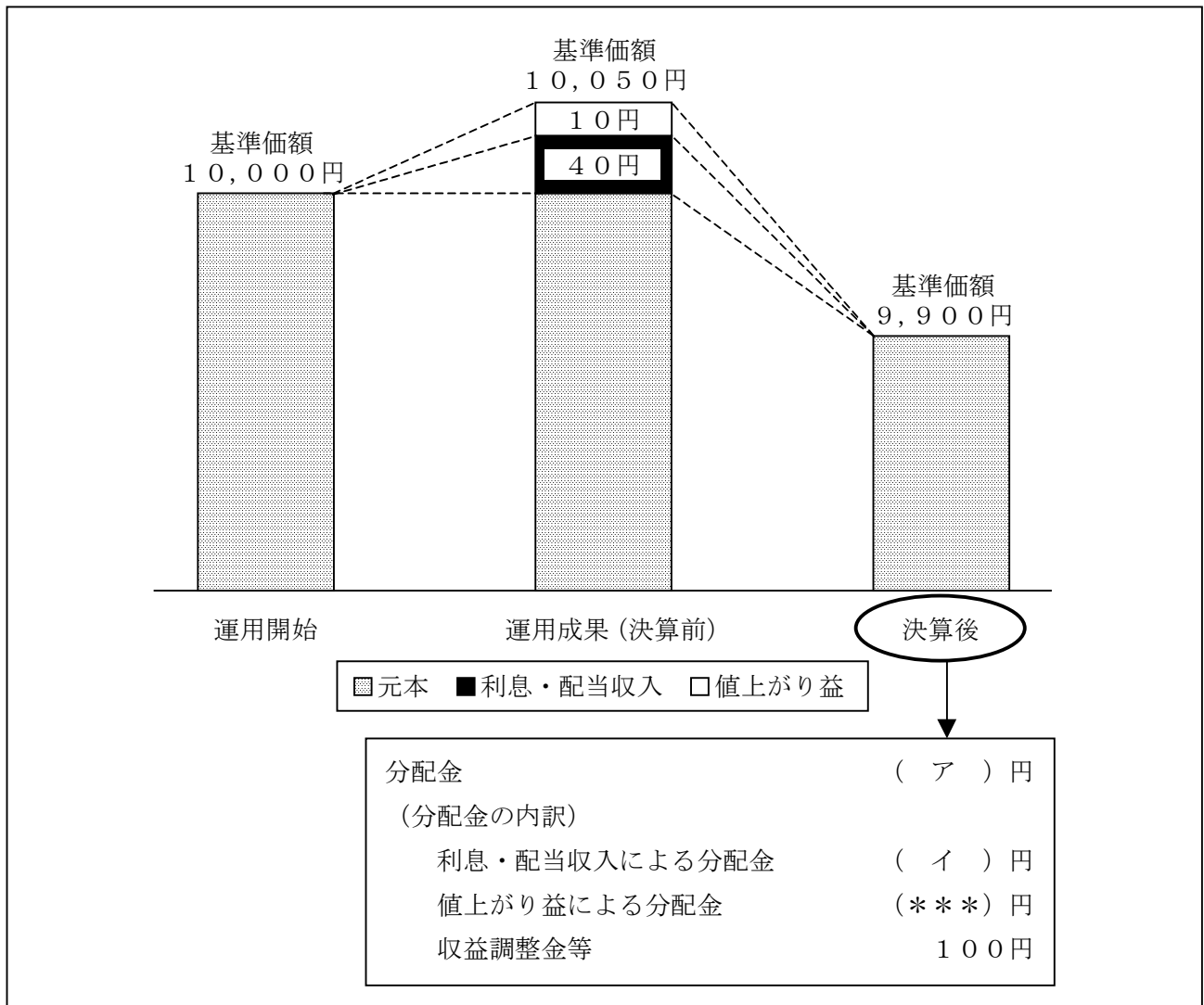


1. 182,916 (円)
2. 597,402 (円)
3. 780,318 (円)
4. 898,687 (円)

問 2 9

明美さんは、「投資信託の配当しすぎに歯止め」という新聞記事を読み、F Pの安西さんに分配金と基準価額の関係について質問をした。安西さんが説明した、下図の<分配金と基準価額のイメージ>の空欄 (ア)、(イ) に入る適切な数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、決算前と決算後の間に係る運用損益は考慮しないこととする。

<分配金と基準価額のイメージ>



(注) 問題の性質上、一部 (\*\*\*) にしてある。

<語群>

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 1. 40  | 2. 50  | 3. 60  |
| 4. 140 | 5. 150 | 6. 160 |

問30

学さんは、金融・証券税制について理解を深めておきたいと思っている。個人向け金融商品の損益通算に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

| 損益通算の<br>対象<br><br>損失      | 配当所得                        | 利子所得                                 |
|----------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
|                            | ・上場株式の配当<br>・公募株式投資信託の収益分配金 | ・預貯金の利子<br>・公社債の利子<br>・公社債投資信託の収益分配金 |
| ・上場株式の譲渡損<br>・公募株式投資信託の譲渡損 | （ア）                         | （イ）                                  |
| ・公社債の譲渡損<br>・公社債投資信託の譲渡損   | （ウ）                         |                                      |

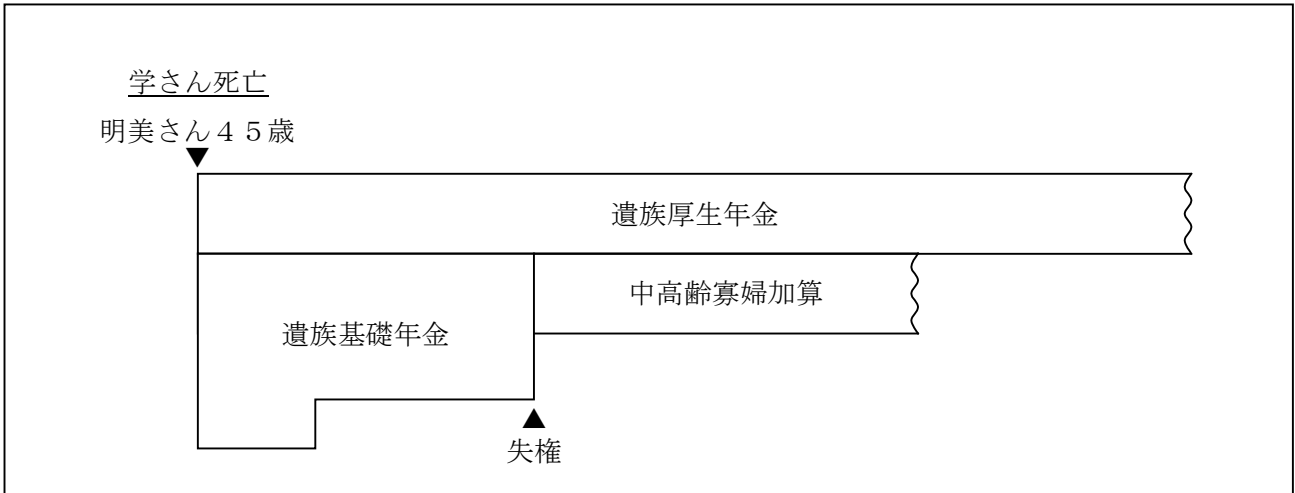
（出所）財務省HPを基に作成

1. （ア）損益通算可      （イ）損益通算可      （ウ）損失はないものとみなす
2. （ア）損益通算可      （イ）損益通算不可      （ウ）損失はないものとみなす
3. （ア）損益通算不可      （イ）損益通算可      （ウ）損益通算可
4. （ア）損益通算不可      （イ）損益通算不可      （ウ）損益通算可

### 問 3 1

明美さんは、学さんが仮に在職中の現時点（46歳）で死亡した場合の公的年金の遺族給付についてFPの安西さんに質問をした。下記＜資料＞に基づき安西さんが説明した明美さんが受給できる遺族年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、学さんは大学卒業後の23歳から継続して現在の会社で厚生年金保険に加入している。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

＜資料＞



1. 遺族基礎年金は、翔さんが20歳に達した日以後の最初の3月31日が終了すると失権する。
2. 中高齢寡婦加算は遺族基礎年金失権後から遺族厚生年金に加算されるが、明美さんが60歳に達すると加算は終了する。
3. 遺族厚生年金の額は、学さんの厚生年金保険の被保険者期間に基づく報酬比例部分の額の3分の2相当額である。
4. 遺族基礎年金（基本額）に加算される舞さんと翔さんを対象とする子の加算額は、2人とも同じ額である。

### 問 3 2

学さんは、健康保険の高額療養費制度の仕組みを知っておきたいと考えている。全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の高額療養費制度における医療費の自己負担限度額に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

< 70歳未満の人の医療費の自己負担限度額 >

| 所得区分  | 自己負担限度額（月額）            | 多数該当の場合 |
|-------|------------------------|---------|
| 上位所得者 | （ア）円＋（医療費－500,000円）×1% | 83,400円 |
| 一般    | （イ）円＋（医療費－267,000円）×1% | （ウ）円    |
| 低所得者  | 35,400円                | 24,600円 |

< 語群 >

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1. 44,400  | 2. 56,000  | 3. 60,200  |
| 4. 70,100  | 5. 80,100  | 6. 90,100  |
| 7. 135,000 | 8. 150,000 | 9. 165,000 |

### 問 3 3

明美さんは、妹の沙織さん（就職して4年目の38歳）からキャリアアップのための転職の相談を受けている。そこで明美さんは、沙織さんが退職した場合、雇用保険の基本手当はどのようになるのかFPの安西さんに尋ねた。安西さんが説明した基本手当の受給に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

「基本手当は失業の認定を受けた日について支給されます。沙織さんは被保険者であった期間が10年未満のため所定給付日数は（ア）ですが、公共職業安定所に求職の申込みを行った日から失業している日が通算して7日に達するまでは支給されず（待期間）、さらに、自己都合退職については待期間満了後、最長（イ）があります。また、基本手当の受給資格要件は、原則として離職日以前の2年間に被保険者期間が通算して（ウ）こととなっています。」

< 語群 >

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 3ヵ月間の給付制限 | 2. 4ヵ月間の給付制限 | 3. 5ヵ月間の給付制限 |
| 4. 9ヵ月以上ある   | 5. 10ヵ月以上ある  | 6. 12ヵ月以上ある  |
| 7. 90日       | 8. 120日      | 9. 150日      |



【第10問】下記の（問34）～（問40）について解答しなさい。

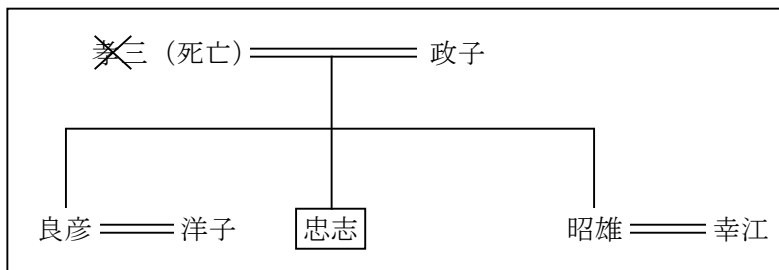
<設例>

民間企業（MZ株式会社）の会社員である近藤忠志さんは、今般、老後のことなどに関して、FPで税理士でもある荒木さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成24年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居親族）

| 氏名    | 続柄 | 生年月日        | 年齢  | 職業  |
|-------|----|-------------|-----|-----|
| 近藤 忠志 | 本人 | 昭和28年 3月18日 | 59歳 | 会社員 |
| 政子    | 母  | 昭和 3年10月12日 | 83歳 | 無職  |

II. 親族関係図



注1：上記親族関係図中、死亡と記載のある者以外はすべて生存している。

III. 近藤家の財務データ

<資料1：保有財産（時価）>

（単位：万円）

|                | 忠志       | 政子       |
|----------------|----------|----------|
| 金融資産           |          |          |
| 預貯金等           | 1,800    | 1,200    |
| 株式             | 530      | 300      |
| 投資信託           | 260      | 0        |
| 生命保険(解約返戻金相当額) | <資料3>を参照 | <資料3>を参照 |
| 不動産            |          |          |
| 土地(自宅敷地)       | 0        | 3,000    |
| 家屋(自宅)         | 0        | 400      |
| 動産等            | 250      | 200      |

<資料2：負債残高>

- ・ 自動車ローン：160万円（債務者は忠志さん）



<資料3：生命保険等>

(単位：万円)

| 保険種類  | 契約者 | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 保険金額 | 解約返戻金相当額 | 保険期間    |
|-------|-----|------|----------|------|----------|---------|
| 終身保険A | 政子  | 政子   | 忠志       | 600  | 540      | 終身      |
| 終身保険B | 忠志  | 忠志   | 政子       | 500  | 350      | 終身      |
| 養老保険C | 忠志  | 忠志   | 政子       | 720  | 700      | 平成25年まで |
| 医療保険D | 忠志  | 忠志   | —        | —    | —        | 平成45年まで |

注2：解約返戻金相当額は、現時点（平成24年9月1日）で解約した場合の金額である。

注3：すべての契約は、契約者が保険料を負担している。また、契約者配当はないものとする。

IV. その他

上記以外については、各設問において特に指定のない限り一切考慮しないこと。

問34

FPの荒木さんは、まず現時点（平成24年9月1日現在）における近藤家（忠志さんと政子さん）のバランスシート分析を行うことにした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

<近藤家のバランスシート>

(単位：万円)

|                |     |          |     |
|----------------|-----|----------|-----|
| [資産]           |     | [負債]     |     |
| 金融資産           |     | 自動車ローン   | ××× |
| 預貯金等           | ××× |          |     |
| 株式             | ××× |          |     |
| 投資信託           | ××× | 負債合計     | ××× |
| 生命保険(解約返戻金相当額) | ××× |          |     |
| 不動産            |     | [純資産]    | (ア) |
| 土地(自宅敷地)       | ××× |          |     |
| 家屋(自宅)         | ××× |          |     |
| 動産等            | ××× |          |     |
| 資産合計           | ××× | 負債・純資産合計 | ××× |

問35

忠志さんが、平成24年中に支払う生命保険の保険料は下記のとおりである。この場合、忠志さんの平成24年分の所得税の計算における生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約についても、これまでに契約内容の変更は行われていないものとする。

| 保険種類  | 年間保険料<br>(月払い) | 契約年   |
|-------|----------------|-------|
| 終身保険B | 15万円           | 平成5年  |
| 医療保険D | 6万円            | 平成15年 |

【参考：生命保険料控除額の速算表】

<平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額>

[一般生命保険料控除、個人年金保険料控除]

| 年間の支払保険料の合計 |            | 控除額              |
|-------------|------------|------------------|
| 25,000円以下   |            | 支払金額             |
| 25,000円超    | 50,000円以下  | 支払金額×1/2+12,500円 |
| 50,000円超    | 100,000円以下 | 支払金額×1/4+25,000円 |
| 100,000円超   |            | 50,000円          |

<平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額>

[一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除]

| 年間の支払保険料の合計 |           | 控除額              |
|-------------|-----------|------------------|
| 20,000円以下   |           | 支払金額             |
| 20,000円超    | 40,000円以下 | 支払金額×1/2+10,000円 |
| 40,000円超    | 80,000円以下 | 支払金額×1/4+20,000円 |
| 80,000円超    |           | 40,000円          |

1. 40,000円
2. 50,000円
3. 80,000円
4. 90,000円

### 問36

忠志さんがMQ証券会社の特定口座で保有している国内の上場企業であるMM株式会社の株式の取引明細は、下記のとおりである。忠志さんの平成24年分の上場株式等の譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

- ・平成23年末の保有株式数は3,000株（1株当たりの取得価額：400円）
- ・平成24年5月に2,000株を購入（1株当たりの取得価額：500円）
- ・平成24年8月に2,000株を売却（1株当たりの売却価額：540円）

注1：上記以外には平成24年における上場株式等の取引はない。

注2：取引に係る手数料等は考慮しないこと。

1. 300,000円
2. 280,000円
3. 200,000円
4. 120,000円

### 問37

忠志さんは、来年の12月末日に勤務先であるMZ株式会社を定年退職する予定であり、退職一時金（以下「退職金」という）に対する税金について、FPの荒木さんに質問をした。この質問に対する荒木さんの次の説明のうち、最も適切なものはどれか。なお、定年退職時における忠志さんのMZ社での勤続年数は37年9ヵ月で、退職金は1,800万円（額面）であるものとする。また、忠志さんは、「退職所得の受給に関する申告書」をMZ社に提出するなど、退職に際しての諸手続きを適切に行うものとする。

1. 「退職金に関して確定申告をする必要はありません。また、退職金の支給額が退職所得控除額以下ですので、退職金から所得税・住民税の源泉徴収は行われません。」
2. 「退職金から額面金額の20%の所得税額が源泉徴収されますが、退職金の支給額が退職所得控除額以下ですので、確定申告をすることにより源泉徴収された税額の還付を受けることができます。」
3. 「退職金の支給額が退職所得控除額を超えますので、確定申告を行って退職金から源泉徴収された所得税額（額面金額の20%）との精算を行う必要があります。」
4. 「退職金の支給額が退職所得控除額を超えますが、退職所得に対して適切に計算した税額（所得税・住民税）が退職金から源泉徴収されますので、原則として確定申告をする必要はありません。」

問 38

忠志さんは、再雇用制度により60歳の定年後も今の会社に勤めることができるが、在職中（厚生年金保険に加入）は年金が支給停止されると聞き、自分が定年後も会社に勤めた場合、60歳前半の老齢厚生年金はどうなるのかについてFPの荒木さんに質問をした。荒木さんが下記＜資料＞を基に計算した在職老齢年金の支給額（月額）として、正しいものはどれか。なお、忠志さんの60歳以降の標準報酬月額が24万円、年金月額（基本月額）は10万円であるものとする。また、賞与については考慮しないものとし、雇用保険の高年齢雇用継続給付は受けないものとする。

＜資料＞

[60歳前半の在職老齢年金の支給停止額]

- ・ 総報酬月額相当額＋基本月額が28万円以下の場合  
支給停止されない（全額支給）。
- ・ 総報酬月額相当額＋基本月額が28万円を超える場合  
下表の区分に応じ算出した額が支給停止される。

| 基本月額   | 総報酬月額相当額 | 支給停止額   |
|--------|----------|---|
| 28万円以下 | 46万円以下   | $(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$                                    |
|        | 46万円超    | $(46\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$<br>+ $(\text{総報酬月額相当額} - 46\text{万円})$ |
| 28万円超  | 46万円以下   | $\text{総報酬月額相当額} \times 1/2$  |
|        | 46万円超    | $46\text{万円} \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 46\text{万円})$                                    |

1. 40,000円
2. 70,000円
3. 100,000円
4. 210,000円

### 問 39

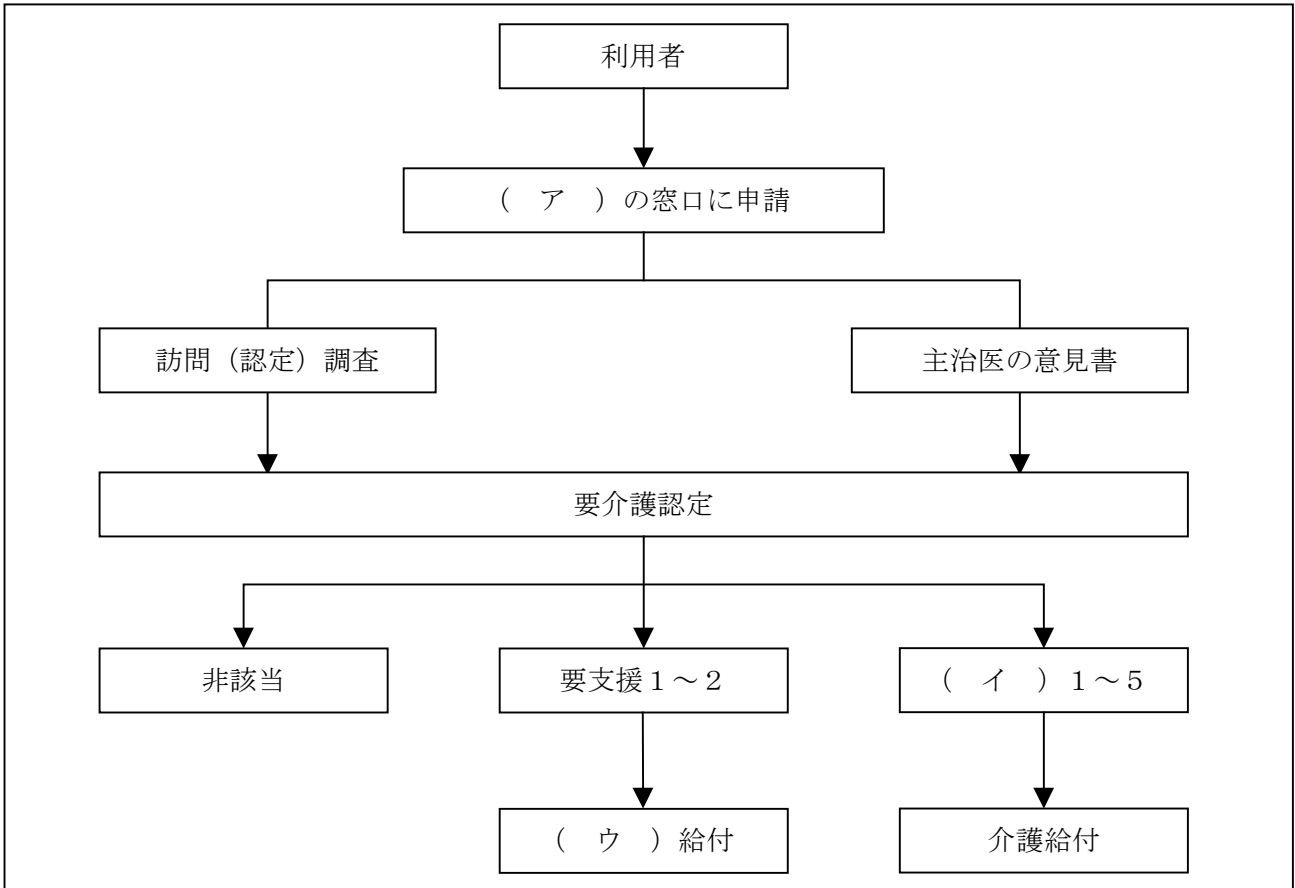
忠志さんの義姉の洋子さん（昭和26年11月7日生まれ）はまもなく61歳になる。洋さんは老齢基礎年金を61歳の誕生月から繰り上げて受給する予定であるため、忠志さんは繰上げ受給の留意点についてFPの荒木さんに質問をした。荒木さんの次の（ア）～（エ）の説明について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、洋さんは老齢基礎年金の受給資格期間を満たしており、被用者年金制度の加入期間はないものとする。

- （ア）「老齢基礎年金を繰上げ受給した場合でも、65歳以後の年金は減額されずに本来の額が支給されます。」
- （イ）「老齢基礎年金を繰上げ受給した場合、原則として障害基礎年金は受給できません。」
- （ウ）「老齢基礎年金を繰上げ受給した場合でも、それを取り消して通常の受給に変更することができます。」
- （エ）「老齢基礎年金を繰上げ受給した場合、国民年金に任意加入することはできません。」

問40

忠志さんは、政子さんに介護が必要になってきたので、近日中に公的介護保険を利用するための要介護認定を申請するつもりである。介護保険の給付（介護サービス）を受けるまでの手順を示した下図の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

<介護保険の給付（介護サービス）を受けるまでの手順>



(出所) 厚生労働省HP「介護保険制度の概要」を基に作成

<語群>

- |        |        |                          |
|--------|--------|--------------------------|
| 1. 国   | 2. 市町村 | 3. 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ） |
| 4. 要介護 | 5. 要看護 | 6. 要リハビリテーション            |
| 7. 基本  | 8. 予防  | 9. 特定                    |

模範解答

ファイナンシャル・プランニング技能検定 2級実技試験（資産設計提案業務）

平成24年9月9日実施

厚生労働大臣指定試験機関

特定非営利活動法人(NPO法人)

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

各科目の配点は、特に記載のない限り、公表しておりませんのでご了承ください。配点に関するお問い合わせには、お答えできません。

- |       |   |       |                            |
|-------|---|-------|----------------------------|
| 問 1   | <u>(ア)○ (イ)○ (ウ)○ (エ)×</u>                            | 問 2 1 | <u>361(万円)</u>             |
| 問 2   | <u>(ア)○ (イ)× (ウ)○</u>                                 | 問 2 2 | <u>185(万円)</u>             |
| 問 3   | <u>2</u>  | 問 2 3 | <u>665(万円)</u>             |
| 問 4   | <u>2</u>  | 問 2 4 | <u>619,400(円)</u>          |
| 問 5   | <u>(ア)× (イ)○ (ウ)×</u>                                 | 問 2 5 | <u>1,704,780(円)</u>        |
| 問 6   | <u>2.791(%)</u>                                       | 問 2 6 | <u>12,429,540(円)</u>       |
| 問 7   | <u>4</u>  | 問 2 7 | <u>3</u>                   |
| 問 8   | <u>3</u>  | 問 2 8 | <u>2</u>                   |
| 問 9   | <u>(ア)○ (イ)○ (ウ)× (エ)○</u>                            | 問 2 9 | <u>(ア)5 (イ)1</u>           |
| 問 1 0 | <u>3</u>  | 問 3 0 | <u>2</u>                   |
| 問 1 1 | <u>(ア)3 (イ)6 (ウ)5 (エ)1</u>                            | 問 3 1 | <u>4</u>                   |
| 問 1 2 | <u>(ア)31(万円) (イ)3,300(万円)</u><br><u>(ウ)相続税(の課税対象)</u> | 問 3 2 | <u>(ア)8 (イ)5 (ウ)1</u>      |
| 問 1 3 | <u>(ア)○ (イ)× (ウ)×</u>                                 | 問 3 3 | <u>(ア)7 (イ)1 (ウ)6</u>      |
| 問 1 4 | <u>4</u>  | 問 3 4 | <u>9,370(万円)</u>           |
| 問 1 5 | <u>1</u>  | 問 3 5 | <u>2</u>                   |
| 問 1 6 | <u>2</u>  | 問 3 6 | <u>3</u>                   |
| 問 1 7 | <u>3</u>  | 問 3 7 | <u>1</u>                   |
| 問 1 8 | <u>(ア)3/4 (イ)1/4 (ウ)なし</u>                            | 問 3 8 | <u>2</u>                   |
| 問 1 9 | <u>2</u>  | 問 3 9 | <u>(ア)× (イ)○ (ウ)× (エ)○</u> |
| 問 2 0 | <u>3</u>  | 問 4 0 | <u>(ア)2 (イ)4 (ウ)8</u>      |